

ひがしんローンカード規定

1. (カードの利用)

ひがしんカードローン(以下「カードローン」といいます。)は東京東信用金庫(以下「当金庫」といいます。)および、しんきんネットキャッシュサービス加盟の信用金庫(以下「提携金庫」といいます。)、当金庫と業務提携した金融機関(以下「提携金融機関」といいます。)のオンライン現金自動支払機(自動預入支払機を含み以下「自動機器」といいます。)を使用して、カードローンの貸越を受ける場合(貸越を受けることを単に「払戻」といいます。)および自動機器または当金庫本支店の窓口において貸越金の臨時返済をする場合に利用することができます。

2. (利用手数料)

- (1) 提携金庫、または提携金融機関の自動機器を利用して払戻しまたは臨時返済をする場合、その提携金庫、または提携金融機関が利用手数料(以下「手数料」といいます。)を定めているときは、提携金庫、または提携金融機関に対して所定の手数料を支払っていただきます。
- (2) 当金庫は前項の手数料を提携金庫、または提携金融機関の請求に基づき自動機器利用日付をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携金庫、または提携金融機関に支払います。

3. (自動機器による払戻し)

- (1) 当金庫、提携金庫、または提携金融機関の自動機器を利用して払戻すときは、自動機器にローンカードを挿入し、届出の暗証と金額をボタンまたは画面により操作してください。この場合払戻請求書の提出は不要です。
- (2) 自動機器による払戻しは1千円単位とし、1回あたりの払戻金額は、当金庫、(提携金庫、または提携金融機関)が定めた範囲内とします。
- (3) 提携金庫、または提携金融機関の自動機器を利用して払戻す場合は、払戻金額と手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、払戻すことができません。

4. (臨時のご返済)

- (1) 自動機器を利用して臨時のご返済をするときは、自動機器にローンカードと現金を挿入しご入金ボタンを操作してください。
- (2) 自動機器による臨時のご返済は1千円単位とし、1回あたりの臨時のご返済額は、当金庫、(提携金庫、または提携金融機関の自動機器利用の場合はその提携先)が定めた範囲内とします。
- (3) 自動機器を利用しないで臨時のご返済をするときは、当金庫本支店の窓口でローンカードを提示することによりご返済できます。

5. (自動機器故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により自動機器による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でローンカードにより払戻しまたは返済することができます。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、当金庫所定の払戻請求書に氏名、暗証を記入のうえ、ローンカードとともに提出していただきます。

6. (カードの紛失・届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを紛失したとき、または氏名、暗証その他の届出事項の変更があったときは、ご本人から直ちに書面によってローンカード発行店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫はその責任を負いません。
- (2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

7. (暗証の照合等)

- (1) 自動機器によるローンカードを確認し、自動機器操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ払戻しをした場合にはローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫、提携金庫、または提携金融機関は責任を負いません。
- (2) 窓口においてローンカードおよび暗証を確認のうえ払戻した場合にも前項と同様とします。

8. (お借入・ご返済の明細書)

ローンカードによりお借入れまたは返済いただいた金額の明細は6カ月ごとにご送付いたします。

9. (解約等)

- (1) カードローン契約を解除する場合には、直ちにローンカードを当店にご返却ください。
 - (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当金庫がローンカードの利用を不相当と認めた場合にはその利用をおことわりすることがあります。この場合、当庫から請求があり次第直ちにローンカードを取扱店に返却してください。
10. (譲渡・質入れの禁止)
ローンカードは譲渡・質入れまたは貸与することはできません。
 11. (カードの発行手数料)
ローンカードの発行、再発行にあたっては、当金庫の定める発行手数料をお支払いいただきます。
 12. (規定の準用)
この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項によります。
 13. (規定の変更)
 - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
 - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日改定)

